

各務原市下水道使用料の減免に関する要綱

(令和7年2月28日決裁)

各務原市下水道使用料の減免に関する要綱（平成29年11月1日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市下水道条例（平成2年条例第23号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づく公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免の対象)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 条例第19条第1項第1号の定めるところにより排除量（条例第18条第1項に規定する排除量をいう。以下同じ。）の認定をした場合であって、各務原市水道事業使用水量の認定及び漏水軽減取扱要綱（令和7年2月28日決裁。以下「軽減取扱要綱」という。）の規定による水道料金の軽減を受けることができるとき。

(2) 条例第19条第1項第2号の定めるところにより排除量の認定をした場合であって、次のいずれかに該当する漏水があるとき。

ア 計量器からの漏水

イ 視認できない揚水設備からの漏水

ウ その他漏水が視認できないため市長がやむを得ないと認めた漏水

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免しないものとする。

(1) 条例第19条第1項第2号の市長の認める計量器以外の計量器からの漏水であるとき。

(2) 揚水設備及び計量器の不適切な管理又は使用により発生した漏水であるとき。

(3) 温水器、ボイラー等の配管又はバルブからの漏水であるとき。

(4) 受水槽のボールタップ等の不良による漏水であるとき。

(5) 過去に使用料の減免を受けた箇所から再度発生した漏水であって、その修理が完了した日が、過去に使用料の減免を受けた際の漏水の修理が完了した日から1年以内の日であるとき。

(6) 使用料の減免の申請があった時点で、その申請をした者につき使用料の滞納があるとき。ただし、市長が特別の事情があると認めるときを除く。

(7) その他市長が使用料を減免することが適当でないと認めたとき。

(減免対象期間)

第3条 使用料の減免の対象となる期間（以下「減免対象期間」という。）は、漏水の修理が完了した日が属する検針期間からその前年同期までの間にある検針期間（漏水が認められる検針期間に限る。）のうち、排除量が最も多い検針期間（当該排除量が最も多い検針期間が複数ある場合は、そのうち漏水の修理が完了した日に最も近い検針期間）とする。

2 使用料の減免を受けた排水設備等について、再度使用料の減免を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「限る」とあるのは、「限り、前回使用料の減免を受けた際の漏水の修理が完了した日が属する検針期間以前の検針期間を除く」とする。

(減免される使用料等)

第4条 市長は、使用料を減免するときは、推定排除量に基づき、減免対象期間の使用料を算定するものとする。

2 推定排除量は、次に定めるところにより算出するものとする。

(1) 前年同期における排除量を推定排除量とする。

(2) 前号の規定により難しい場合にあっては、前2期における排除量を合計した水量の2分の1の水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた水量）を推定排除量とする。

(3) 前2号の規定により難しい場合にあっては、漏水の修理が完了した日以後の1日当たりの排除量から計算した水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた水量）を推定排除量とする。

3 市長は、第1項の規定により算定した使用料の額が、減免前の額以上の額となる場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、使用料を減免しないものとする。

(使用料の減免の申請等)

第5条 使用料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、漏水発見後速やかに修理を完了し、水道料金軽減・下水道使用料減免申請書（軽減取扱要綱様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該修理が完了した日から6月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 修理前及び修理完了後の写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、使用料の減免の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用料の減免の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 使用料を減免しないこととした場合の通知は、水道料金軽減・下水道使用料減免不認定通知書（軽減取扱要綱様式第2号）によるものとする。

（減免額の還付等）

第6条 市長は、使用料の減免を決定した場合において、その対象となった検針期間の使用料が既に支払われているときは、当該減免後の使用料との差額（次項において「減免額」という。）を遅滞なく還付するとともに、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、申請者につき使用料の滞納があるときは、同項の規定にかかわらず、減免額をその滞納に係る使用料に充当し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の各務原市下水道使用料の減免に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請がなされる使用料の減免について適用し、施行日前に申請がなされた使用料の減免については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和7年4月30日までに申請がなされる使用料の減免（令和7年3月1日から施行日の前日までの間に修理が完了した漏水に係るものに限る。）については、新要綱第5条及び第6条の規定を除き、なお従前の例による。

4 施行日前に修理が完了した漏水について施行日以後に使用料の減免の申請をしようとする場合における新要綱第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該修理が完了した日から6月が経過する日」とあるのは、「令和7年9月30日」と

する。